

福島第二原子力発電所2号機の安全確保に係る取組状況について

平成21年1月8日

東京電力(株)福島第二原子力発電所2号機(以下「当該機」という。)は、平成20年11月5日から平成21年1月上旬までの予定で原子炉を停止し、第18回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は以下のとおりである。

当該機においては、今停止期間中に、原子炉、タービン等機器・構造物の定例的な点検及び応力腐食割れ対策実施後の原子炉再循環系配管の超音波探傷検査を計画的に実施するとともに、配管減肉管理指針に基づいた点検などのトラブル再発防止への取組みが進められている。

本定期検査中、原子炉給復水系の浄化運転中に誤って、給水原子炉入口弁の開閉試験を実施し、原子炉圧力を上昇させ、運転上の制限から逸脱する事象が発生した。

原因は、当該試験が、作業工程管理対象となっていなかったため、原子炉の状態把握が不十分のまま試験実施時期が決定され、関係者間で十分な情報共有が図られないまま、原子炉給復水系の浄化運転中に試験が行われたことによるものと推定された。

事業者においては、当該弁のような系統を隔離するような重要な弁に対してその重要性を再確認し、作業工程を厳重に管理するとともに、運転員等の間で情報共有を徹底することによって、確実な作業を行うことにより、より一層の安全の確保に向けて取り組むことが求められる。

事業者においては、現在実施しているプラントの耐震安全性評価に関し、建物・構造物の耐震性について、新潟県中越沖地震を踏まえた平成 20 年 9 月の原子力安全・保安院からの指示による評価を行う必要があることから、当初、本年 3 月に予定していた評価終了時期を延期することを明らかにしたが、最新の知見を適切に反映するとともに、可能な限り迅速かつ確実に再評価を実施していくことが必要である。

また、ハード、ソフト両面にわたる耐震安全、信頼性向上の対策を速やかに実施し、原子力発電所の総合的な耐震安全性確保・向上を図っていくことが求められる。

事業者においては今後、当該機での起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域を始め県民の目に見える形で一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、その結果をわかりやすく説明することによって信頼回復に向けた努力を積み重ねていくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心を基本に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況について確認していく等、適切に対応していくこととする。